

議案提出書

件名 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日

長野市議会議長 西沢利一様

提出者 長野市議会 総務委員会  
委員長 金沢敦志

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連は1979年に女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。現在、189か国が批准しています。

1999年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、選択議定書を国連総会で決議・採択し、現在、115か国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていません。

選択議定書は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を設けており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム2023年版「ジェンダー・ギャップ報告書」）で世界146か国中125位、G7で最下位と遅れを取っています。

2020年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めると明記されています。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割です。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

よって、本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
宛

内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(男女共同参画)

長野市議会議長 西 沢 利 一